2026年11月６日

受益者の皆さまへ

ＪＡＭＰファンド・マネジメント株式会社

11月６日の基準価額下落について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社が設定するファンドのうち以下ファンドの基準価額が大きく下落いたしましたので、お知らせいたします。

◆ファンドの状況
【基準価額5%以上下落ファンド】

ファンド名	基準価額（円）	前日比（円）	騰落率
日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略アクティブETF（５８５A）	95,001	▲5,344	▲5.33%

◆11月６日の基準価額下落について
当ファンドの11月６日の基準価額は、前営業日比5%以上の下落となりました。
基準価額下落の背景となりました市況動向等、および今後の見通しと運用方針につきご報告致します。

◆基準価額下落の背景となった市況動向等
米中間選挙における民主党の圧勝を受け、既存および新規のAIインフラに対する規制強化がデータセンター向けインフラ需要を抑制するとの観測が高まり、ハイテクセクターが下げを主導し、米国の主要株価指数は揃って大幅に下落しました。この流れが東京株式市場にも波及し、TOPIXが前日比▲5.90%、日経平均株価指数が前日比▲5.96%の大幅下落となるなど、国内株式市場全体が大きく下落したことが基準価額の下落に影響しました。

◆今後の見通しと運用方針
日本バリュー・インベスターズ株式会社（以下「NVI」という）は、「質の高い企業を相対的に割安で魅力的な価格で投資すること」が、中長期的に優れた投資成果を実現するための重要な鍵であると考えています。
当ファンドでは、今回のような市場の調整局面においても、短期的な市場心理による株価の下落と、企業の中長期的な収益力や本源的価値の毀損を明確に区別することが重要であると考えています。そのうえで、優れた事業基盤や持続的な競争優位性を有する企業の株価が、本源的価値に対して過度に売り込まれた場合には、むしろ中長期的な投資機会として積極的に検討してまいります。
引き続き、個々の企業の事業内容や収益力、バリュエーションを丁寧に分析し、中長期的な企業価値の向上を捉える運用に努めてまいります。

なお、今後の市場環境や規制動向、さらには景気動向によっては、足元の株価下落がさらに継続・長期化するリスクや、想定以上の価格変動（ボラティリティ）が生じる可能性もある点にはご留意ください。

■投資リスク

基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。ファンドは値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

【株価変動リスク】

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

【集中投資リスク】

信託財産の純資産総額に対する比率が 10%を超えて投資する銘柄が存在する、または存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

【流動性リスク】

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

【信用リスク】

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。

その他の留意点

・市場価格と基準価額の乖離について

ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。

・アクティブ運用型ＥＴＦに関する留意点

ファンドはアクティブ運用型ＥＴＦであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報（ＰＣＦ）を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の１口当たり推定純資産額（インディカティブＮＡＶ）は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ご参考資料

■お申込みメモ

購入単位	1,000 口以上 1,000 口単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は 100 口当たりで表示しております。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	1,000 口単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
取引所における売買単位	1 口単位
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	1.申込日当日が、計算期間終了日の 4 営業日前から起算して 3 営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の 5 営業日前から起算して 4 営業日以内) 2.上記のほか、委託会社が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2026 年 6 月 8 日設定)
繰上償還	・信託を終了することが受益者のために有利であると認めるとき ・その他やむを得ない事情が発生した場合 ・信託契約締結日から 5 年を経過した日以降において、受益権の口数が 20 営業日連続して 100 万口を下回った場合 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
決算日	年 1 回(原則として 7 月 7 日)
収益分配	年 1 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
運用報告書	作成、交付しません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 配当控除の適用があります。 益金不算入制度の適用はありません。

ご参考資料

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が定めるものとします。 詳しくは販売会社にご確認下さい。	ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金時には、1 口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の 0.03%が信託財産留保額として控除されます。	

投資者が間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率 0.99%(税抜 0.90%)			
	配 分	委託会社	年率 0.85%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		受託会社	年率 0.05%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	［投資顧問会社(投資助言会社)に支払う投資顧問料］ 当ファンドへの投資助言にかかる日本バリュー・インベスターズ株式会社が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払われるものとします。			
その他費用・ 手数料	①受益権の上場にかかる費用 ・新規上場料および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜 0.0075%) ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大 0.00825%(税抜 0.0075%) ・新規上場に際しての上場審査料 ＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。 ②組入有価証券または先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、組入有価証券の決済・保管費用、ファンド監査費用、有価証券届出書、有価証券報告書、交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分の作成、印刷および提出または交付に係る費用、信託約款の作成、印刷および提出または交付に係る費用および決算短信など開示資料の作成、印刷および提出または交付に係る費用、この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託契約の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および提出または交付に係る費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。			

※ 運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 か月終了日および 毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。 その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	JAMP ファンド・マネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3386 号 一般社団法人資産運用業協会 ホームページ：https://www.jamplatform.com/jfm
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。)
販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等を行います。 取扱い販売会社につきましては、当社ホームページをご確認ください

■本資料のご留意点

○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。

JAMPファンドマネジメント